

**リウボウ友の会の契約約款（会則）を十分お読み
いただいた上お申込みください。**

入会者は、本契約約款(会則)を受領した日を含む8日間は、第1条に規定する「友の会窓口」宛てに書面にて通知することによりこの入会の撤回を行うことができ、その効果は書面「ハガキ・封書」を発送した時から生じます。
この場合、すでにお支払いされている予約金等は、延滞なく全額お返しします。

リウボウ友の会契約約款(会則)

第1条 名称等

本会の名称はリウボウ友の会と称します。本会は、沖縄県那覇市久茂地1丁目1番1号所在の株式会社リウボウ友の会が運営します。

第2条 目的

本会は、リウボウグループをご愛顧くださる会員によって組織され、お買い物等の便宜と会員相互の親睦を図ることを目的とします。

リウボウグループ(デパートリウボウ、スーパーマーケットりょうぼう各店舗、無印良品天久店、無印良品久茂地店、デパートリウボウ空港店、MUJI to GO那覇空港店)およびパレット久茂地専門店(一部は利用可)
※ご利用可能店舗の詳細は友の会カウンタースタッフにお問い合わせいただくか、ホームページをご確認ください。 令和7年7月1日現在

第3条 契約約款<会則>の交付・再発行

- (1) 本会は、入会申込みの際に、この契約約款<会則>を入会ご希望のお客様へ交付いたします。この契約約款<会則>は、契約条件等が記載されたものですので、大切に保管ください。
- (2) この契約約款<会則>を紛失等された場合には、申し出により、所定の手続きを行い、速やかにこの契約約款<会則>を再発行いたします。

第4条 特典

- (1) 会員は、ボーナス等の特典を受けられるほか、随時、本会が企画する各種催物にも参加できます。
- (2) 本会の特典を受けられる会員は、毎月継続して積立金(会費)をお払込の会員に限ります。

第5条 入会、積み立て方法及び領収書の発行

- (1) 本会へ入会ご希望のお客さまは入会申込書とともに
 - イ. 予約金(第1回分お積立金相当額)を添えて直接友の会受付へお申し込みいただく方法がございます。
 - なお、本会が入会を認めたときに入会及び契約成立とします。
 - ロ. 予約金(第1回分お積立金相当額)として預金口座自動振替にてお申し込みいただく方法がございます。
 - なお、本会が入会を認めたときに入会及び契約成立とします。
- (2) 契約成立とともに、予約金は、第1回分の積立金(会費)とし、入会月は前項イの場合第1回分積立金払い込み月の入会といたします。前項ロの場合第1回分お積立金の預金口座振替決済完了月の入会といたします。契約金額から第1回分を除いた残高については、下記に記載されている内容に基づき本会へお払いください。なお、積立途中でのコース変更及び1口 of 契約金額の変更はできません。

コース名	1口の契約金額	毎月の積立金(会費)	積立の期間及び回数
2千円コース	24,000円	2,000円	1年間12回
3千円コース	36,000円	3,000円	1年間12回
5千円コース	60,000円	5,000円	1年間12回
1万円コース	120,000円	10,000円	1年間12回
2万円コース	240,000円	20,000円	1年間12回
3万円コース	360,000円	30,000円	1年間12回
5万円コース	600,000円	50,000円	1年間12回

払込方法	払込期限
当会窓口持参	毎月末日まで
銀行・郵便局での預金口座自動振替	毎月27日まで(金融機関の休みの場合は翌営業日)

- (3) お払込された積立金(会費)については、所定の領収証を積立金(会費)お払込の都度発行します。銀行または、郵便局ご利用の場合は、その領収書または、通帳記帳をもってかえさせていただきます。領収書または通帳は、お買物カードとしてのご利用手続きが完了するまで保管願います。
- (4) 銀行(金融機関)等への預金とは異なり、お払込された積立金(会費)には、利息は発生いたしません。

第6条 会員証カード(会員証・お買物カード)

- (1) 契約成立とともに会員になられた方には会員証カードをお渡しいたします。会員証カードは、積立金完納及び満期後、所定の手続きにより、商品等とお引換えてお買物カードとしてのご利用ができるようになります。また、会員証カードは、商品等とお引換えの際及び各種特典をお受けになる際ならびに各種手続き等に必要となりますので大切に保管してください。なお、お渡した会員証カードは他人への譲渡はできません。解約の際、及び商品等にお引換えになられて残額が0円になった際は、会員証カードを本会窓口にご返却ください。
- (2) 会員証カード(会員証・お買物カード)の盗難、紛失及び破損の場合には、すみやかに本会へお届けください。所定の手続きにより、会員証カードを再発行いたします。その場合、再発行1件につき税込300円の手数料をいただきます。また、旧会員証カード(会員証・お買物カード)は無効とします。なお、会員証カードの盗難、紛失のお届け前のご利用に関する責任は、原則、会員にご負担いただくこととなります。

第7条 住所変更等の届出

入会の際に届け出た住所、氏名、預金口座について変更があった場合には、速やかに本会まで届け出てください。この届け出の無い場合には、本会への届け出済みの内容に従って本会が発した通知は、会員に到達したものとみなします。また、住所が変更となり本会に通知が無い場合には、お買物カードのお渡しができない場合もありますのでご注意ください。

第8条 積立金(会費)の完納とお買物カードとしてのご利用手続き等

- (1) 積立金(会費)の完納は、契約金額を積立期間の最終月まで毎月継続して払込になる事を言い、満期は、最終の払込期限とします。
- (2) 本会は、契約約款(会則)による積立金(会費)の完納及び満期後所定の手続きをもって会員証カードを
 - ①2,000円コースは、お積立金24,000円にボーナス1,000円を加えた合計25,000円相当のお買物カードをお渡しします
 - ②3,000円コースは、お積立金36,000円にボーナス1,500円を加えた合計37,500円相当のお買物カードをお渡しします
 - ③5,000円コースは、お積立金60,000円にボーナス2,500円を加えた合計62,500円相当のお買物カードをお渡しします
 - ④10,000円コースは、お積立金120,000円にボーナス5,000円を加えた合計125,000円相当のお買物カードをお渡しします
 - ⑤20,000円コースは、お積立金240,000円にボーナス10,000円を加えた合計250,000円相当のお買物カードをお渡しします
 - ⑥30,000円コースは、お積立金360,000円にボーナス15,000円を加えた合計375,000円相当のお買物カードをお渡しします
 - ⑦50,000円コースは、お積立金600,000円にボーナス25,000円を加えた合計625,000円相当のお買物カードをお渡しします

但し満期月に積立金が10ヶ月以下の場合には、ボーナスの付与の特典が受けられなくなります。

- (3) お買物カードとしてのご利用手続き(会員証カード・満期通知ハガキ・印鑑をご持参ください。)は、積立金完納及び満期後1か月以内の一定日以降に、友の会窓口にて承ります。このお買物カードとしてのご利用はご本人に限ります。なお会員本人の改名など本会の定めるものを除き名義変更はできません。
- (4) お買物カードは商品にお引換えするまで盗難、紛失等に充分ご注意ください。大切に保管してください。

- (5) お買物カードを安全にご利用いただくため、お買物ご利用限度額をご希望金額37,500円、62,500円、125,000円で設定することができます。
- (6) お買物カードの悪用被害を回避するために本会が必要と認めたとき、一時的にお買物カードの利用を停止する場合がございます。

第9条 商品引換え等

お買物カードをご提示いただければ、リウボウグループにおける取り扱い商品のうち、お買物カードのお買物可能残額(商品等をお引換えになられた残額)の範囲内で商品等とお引換えいたします。

リウボウグループ(デパートリウボウ、スーパーマーケットりょうぼう各店舗、無印良品天久店、無印良品久茂地店、デパートリウボウ空港店、MUJI to GO那覇空港店)およびパレット久茂地専門店(一部は利用可)
※ご利用可能店舗の詳細は友の会カウンタースタッフにお問い合わせいただくか、ホームページをご確認ください。 令和7年7月1日現在

ただし、商品券、金地金、収入印紙、切手、ハガキその他特に指定するもの等は除かせていただきます。詳細は友の会窓口にお問合せください。お買物カードのお買物可能残額は、お買上時のレシートに記載されます。お買物可能残額確認のため、必ずレシートを保管してください。

第10条 解約等

- (1) この契約は、会員の申出により、解約することができます。
 - (イ) 積立期間満了前(積立途中及び積立金完納)の場合には、既にお払い込みの積立金に相当する額の現金を本会から受領することができます。
 - (ロ) 積立期間満了後(お買物カード受領後)の場合には、それまでに商品等にお引換えされた後のお買物可能残額からボーナス部分の額を差し引いた現金を本会から受領することができます。(従ってボーナス部分を享受できないこととなります。)
- (2) 第2回以降の積立金(会費)のお払込について、本会の定める期間(払込期日より一ヶ月)を超えて延滞されたため、本会から20日以上相当期間を定めて、その払込を書面にてご催告したにも拘らず、その期間内にお払込がなかった場合には、その期間の終了日をもってこの契約の効力は失効します。また、その場合には、解約、又は本会の特典を受ける権利を喪失させていただきます。
- (3) 会員は、本会が営業の廃止、許可の取消等割賦販売法の規定に該当することとなったとき、その他本会の責に帰すべき事由によって、入会の目的を達することが、不可能になった場合には、解約することができます。
- (4) 反社会的勢力の構成員又は準構成員である等の関わり合いがあることが判明した場合は、会員側の事由による解約として取り扱わせていただきます。
- (5) 解約の手続きは、ご本人確認の為、原則として友の会窓口にて行います。その際には、会員証とお印鑑が必要となります。

※必要となる手続き
友の会窓口にて解約のお申し出をリウボウ友の会発行の解約申し込みの用紙に印鑑を押印の上友の会会員証を返却していただきます。

第11条 本人確認

各種手続きにおいて、本会が必要と認めた場合には、会員ご本人を証明するもの(運転免許証等の公的身分証明書)の提示をもとめることがあります。

また、会員ご本人以外の方が各種手続きをされる場合は、本会が定める委任状等の書類を提出していただきます。

第12条 解約に伴う積立金(会費)の精算

(1) 会員が第10条(1)及び(2)により解約されたときは、(1)の解約の申出の日又は、(2)の期間の終了日から45日以内に会員の選択により、すでにお払込の積立金(会費)に相当する額の現金を本会から受領することができます。

尚、既にお払込の積立金(会費)相当額を請求する権利は、その事由が、生じた時から5年間請求がない場合には消滅します。

- (2) 会員が第10条(3)による解約により本会を退会したときは、以下のとおり取り扱いが出来ます。

イ積立期間満了前(積立途中及び積立金完納)の場合には、既にお払い込みの積立金の額、及びその額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金を遅滞なく本会から受領することができます。

ロ積立期間満了後(お買物カード受領後)の場合には、それまでに商品等にお引換えされた後のお買物可能残額からボーナス相当分を差し引いた額、及びその額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金を遅滞なく本会から受領することができます。

(注)なおロにおいて、ボーナス相当分の額は、商品等にお引換えされていないお買物カードの額に、ボーナス付与割合を勘案して1/25を乗じた額(一月未満切捨て)、として計算させていただきます。

第13条 営業保証金及び前受金保全措置等

(1)本会は、割賦販売法に基づき、会員が払い込みいただいた積立金<会費>及び契約金額<積立金総額>に相当する商品等に引き換えされていないお買物カード<お買物券>の合計額の1/2に相当する額について、前受金保全措置を講じることが義務付けられており、次の機関と営業保証金及び前受業務保証金の供託及び供託委託契約の締結により、前受金保全措置を講じています。

◎営業保証金及び前受業務保証金

那覇地方法務局 那覇市樋川1丁目15番15号

◎供託委託契約の受託者

株式会社 沖縄銀行 那覇市久茂地3丁目10番1号

株式会社 沖縄海邦銀行 那覇市久茂地2丁目9番12号

日本割賦保証 株式会社 東京都港区虎ノ門1丁目13番3号

但し、上の機関については、本会の都合により変更する場合がありますので、ご確認に際しては、友の会窓口まで直接お問い合わせください。

(2)会員は、既に払い込みいただいた積立金<会費>又は商品等にお引き換えされていないお買物カード<お買物券>の額について、割賦販売法に基づき、営業保証金又は前受業務保証金から弁済を受けることができます。

第14条 個人情報の利用等

(1)本会は、本約款に基づき、商品の売買の取次ぎ業務及び会員あての各種ダイレクトメール等での営業のご案内のため、個人情報(入会の際に届出いただいた氏名、住所、契約番号、契約コース名、前受金残高、年齢、生年月日、お買い物カードの利用状況等に関する情報)を、安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規定の策定をした上で収集・利用します。

(2)本会と個人情報の提供に関する契約を締結したデパートリウボウ、リウボウストア各店、リウボウ商事は、会員あてに各種ダイレクトメール等での営業のご案内のため、会員の同意の上で、個人情報を利用致します。ただし、会員は本会に対し、このような目的のための個人情報の提供の中止を求めることができます。

(3)会員は、本会に対し、会員ご自身の個人情報を開示するように求めることができ、開示請求により、会員ご自身の個人情報の内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合には、会員は本会に対し、訂正等を求めることができます。また、個人情報保護法上の手続違反があった場合には、利用停止を求めることができます。

(4)各種ダイレクトメール等での営業のご案内の中止の申出や個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせは、下記のリウボウ友の会カウンターまでお願いします。

〒900-8503 沖縄県那覇市久茂地1丁目1番地1号 デパートリウボウ内

TEL.098-867-8264 リウボウ友の会カウンター

第15条 営業地域

本会の営業地域は沖縄県内を対象といたします。

第16条 リウボウ友の会に関するご相談窓口

本会に関するお問い合わせ、苦情等はご入会された友の会窓口にて承ります。

リウボウ友の会カウンター 郵便番号 900-8503

住所 沖縄県那覇市久茂地1丁目1番1号 デパートリウボウ内

TEL 代表 098-867-1171(内線2753)

TEL 直通 098-867-8264

許可番号 経済産業大臣許可 友第9001号

この会則は、令和7年7月1日から適用いたします。